

# Q&Aで理解！ 障害者差別解消法 と

## 合理的配慮に関する基礎知識

ここでは、障害者差別解消法が改正された背景など、法改正と対応の基本をQ & A方式で学びます。

障害者雇用ドットコム  
東京情報大学非常勤講師  
松井 優子

### Q1

障害者差別解消法って  
どんな法律なの？



### 障

障害者差別解消法（障害者理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行されています。

近年、障害者の権利擁護に向けた取組みが国際的に進展し、平成18年に国連において、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が採択されました。日本では平成19年に権利条約に署名し、それ以来国内法の整備を始めとする取組みが進められ

てきました。

障害者差別解消法は、国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法整備の一環として制定された法律で、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としています。

では「障害に基づく（理由とする）差別」とは何を指しているでしょう。権利条約の第2条では、『障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であり、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等や人権及び基本的自由を害したり、妨げるもの』と捉えています。これは、「あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む」と定義されています。

す。締約国にはこの定義に則って、適切な措置をとることを求めています。

平成16年の障害者基本法の改正では、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示されました。さらに、平成23年改正では権利条約の趣旨を踏まえ、社会的障壁については『障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう』と定義しています。

それとともに、基本原則として『何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない（同法第4条第1項）』こと、『社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠るることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施につ